

第16回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成25年12月3日（火）午後6時00分～午後9時15分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 5人

委員長 藤井泰博 委員

副委員長 武田真一郎 委員

飯島 康 委員 益田あゆみ 委員

本木紀彰 委員

欠席委員 0人

担当部局職員

生涯学習部長 西田剛

生涯学習課長 天野文隆

生涯学習課生涯学習係長 牛込孝子

事務局職員

企画政策課長 水落俊也

企画政策課長補佐 竹田怜史

企画政策課副主査 廣田豊之

企画政策課主事 高野修平

（午後6時00分開会）

◎委員長 こんばんは。ただいまから、第16回指定管理者選定委員会を開催いたします。

議題に入ります前に、事務局から本日の進行等について説明をお願いします。

◎水落企画政策課長 こんばんは。本日の進行について説明をさせていただきます。

最初に、本日配付した資料の確認をさせていただきます。

本日の次第が1枚。あと、議題（1）及び（2）の資料として、第1次審査評点一覧表が各施設で1枚ずつです。議題（3）の資料として、第2次審査進行予定表が、こちらも各施設1枚ずつで2枚です。あと、議題（4）の資料として、自転車駐車場に関する資料、（仮称）東小金井事業創造センタースケジュール表、そして別に置いてありますけれども、事前に提出していただきました選定基準が施設ごとに2枚となってございます。資料のほうは過不足はございませんでしょうか。

では、本日は、小金井市立清里山荘の指定管理者候補者の選定について及び小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者候補の選定についての諮問を受け、書類審査による第1次審査を行っていただきます。

本日は限られた時間でもございますので、各諮問時間をおおむね1時間ずつにできればと考えております。

選考についてですが、前回の選定委員会では、選考候補者数を原則として3者程度に絞ることについて了承いただいたところでございますので、清里山荘につきましては4者応募がございますので、それを3者程度に絞り込みたいと考えております。

一方、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターにつきましては、応募者が3者となっておりますので、特に審査上問題がなければ原則どおり3者とするか、もしくは2者程度に絞ることにするのか、ご協議いただきたいと考えております。

なお、2次審査に何者呼ぶかといったことは、募集要項、事前質問等でも触れておりません。また、過去の事例でございますが、前回、平成20年度の選定から絞り込みをしておりますが、その際は、清里山荘及び総合体育館・栗山公園健康運動センターとも5者の応募があり、2次審査は3者を選定しております。また、平成22年度に選定をしました市民交流センターは7者の応募があり、同様に3者を選定しておりますので、応募者が3者以下というのは、今回の総合体育館・栗山公園健康運動センターが初めての事例となるものでございます。

続きまして、審査に先立ちまして、担当課の説明により、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載について、ないことを確認いただきます。

ここで失格となったものを除き、第1次審査を行うこととなります。

本日の第1次審査につきましては、前回の委員会におけるご協議に基づき、昨日までに各委員の方々から第1次審査評点表をいただいております。事務局のほうで取りまとめ一覧表といたしまして、お手元にお配りしておりますので、ご覧ください。

まず、清里山荘につきまして、評価項目のうち大項目5項目ごとに、提出された事業計画書等から判断することとなります。不明な点につきまして、応募者の4者一括で質疑等をしていただきたいと思います。

その結果、評点について見直す必要がございましたら、採点をし直していただいて、正式な評点としたいと考えております。

なお、第2次審査候補者を選考していただくに当たっては、選定から漏れた理由を明確にする必要がありますので、選考された3者より劣っている部分について、ご協議していただきたいと思います。こちらも過去の事例では、1項目から3項目ほど出していただいております。

次に総合体育館・栗山公園健康運動センターとなりますが、こちらも同じ流れでお願いいたします。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終了いたしました。何かご質疑ありますでしょうか。質疑があります場合は、以後、挙手の上、また、議事録調製の必要から、お名前を名乗って発言を始めていただくよう、お願ひいたします。よろしくお願ひいたします。ございますでしょうか。

◎委員 今のご説明を確認したいんですが、今回は運動公園が3者、それから清里のほうは4者ということですが、これを絞るということを決めるのですか。それとも、このままいくといふのか、そこがよくわからないんですが。

◎委員長 そこは、今、説明もありましたように、この後ちょっと検討させていただきたいと思います。

◎委員 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

◎水落企画政策課長 前回は、3者程度に絞ると決まりましたが、今回、総合体育館のほうが3者だけなので、それをどうするかと。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎委員 はい。

◎委員長 前回の委員会のときに、清里それから体育館と、これは3者ということで決めましたんですが、候補者が清里は4者、体育館のほうは3者ということですので、前回の決議のままいくか、それともどうするかというところを、ここで検討していただきたいと思います。

まず、清里のほうをやっていきたいと思います。いかがでしょうか。

◎委員 このままいくか、3者ぐらいに絞るかということですか。

◎委員長 前回3者ということですので、清里は3者か、あるいはもう少し、2者にするかとか、前回どおり3者でいいじゃないかというところですね。

◎委員 4者のままということはないんですか。

◎委員長 前回、もう、3者と決めましたので。

◎委員 3者ということですね。

◎委員長 はい。

◎水落企画政策課長 清里については、前回、3者と決めていただいているので、3者のままでいいのかなと思っております。体育館のほうが3者の応募なので、もしかしたら2者にしたほうがいいとかというお話があれば、それはまた別途調整をしていただく必要があるのかなと思っています。

◎委員 せっかくなので、プレゼンテーションは全員聞いたほうがいいんじゃないかなと単純に思うんですけども。絞り込む必要があるのかどうか。

◎委員 前の選定をしたときも来ていただいて、来ていただくと、やっぱり悩むところもあるんですが、清里に関しては書類を見たときに、やっぱり実際話を聞きたいなと思うところはありました。ただ、来ていただいたときに悩むくらいだったら、今、3者選んでもいいのかなというか、これから話で決めることはできるんですか。

◎委員長 それは可能だと思います。

◎委員 そうですか。

◎委員長 ええ。これは、私としては可能だと思います。清里は4者応募ですから、3者のままで個人的にはいいかと思うんですが、体育館は3者の応募で、前回の決定どおり、3者で第2次にいくか、あるいは2者というところに絞って、第2次にいくかを、ちょっとご検討いただきたいと思います。

◎委員 清里を見ると、300点以下の会社が1つあって、ちょっと差がついていますよね。書類を見ていても、まあ、こんな感じかなという印象だったんですけども、だったらA、B、C、3者に当初の予定どおりにして、体育館のほうは、そんなに差もないですし、ちょうど話に出ていた3者になっていますから、要するに、どちらも3者でいったらどうでしょうか。

◎委員長 前回の決議のとおりということですね。

◎委員 そうですね。今回の結果を見ても、それでいいような気がします。

◎委員長 いかがでしょうか。

◎委員 賛成です。今の意見でいいかと思います。

◎委員長 よろしゅうございますか。

◎委員 私も賛成です。結構です。

◎委員 はい、賛成です。

◎委員長 では、両案件とも3者ということでききたいと思います。

では、教育委員会のほうから、本日の審議に当たりまして諮問書が提出されておりますので、
諮問をお願いいたします。

◎西田生涯学習部長

小教生発第268号

平成25年12月3日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 藤井 泰博 様

小金井市教育委員会

委員長 伊藤 恒子

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 平成25年度 諮問第3号 小金井市立清里山荘の指定管理者の候補者の選定について
添付資料

(1) 応募した4者の申請書類一式

2 平成25年度 諒問第4号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について

添付資料

(1) 応募した3者の申請書類一式

以上です。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 ただいま、教育委員会から小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第1項の規定による諒問がございました。

本件につきまして、説明のため、生涯学習部生涯学習課から担当者に出席をいたでております。

それでは初めに、平成25年度諒問第3号、小金井市立清里山荘の指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。

初めに、この間の経過につきまして、担当課から簡潔に説明をお願いいたします。

◎天野生涯学習課長 それでは、諒問第3号、小金井市立清里山荘のこれまでの経過につきまして、簡単にご説明をいたします。

こちらは、平成25年10月8日に開催されました、第15回指定管理者選定委員会におきまして、平成25年度諒問第1号により、公募について諒問して、審議いただきまして、同日付で認める旨の答申を受けた施設でございます。その後、平成25年10月15日付で、小教告示第15号によりまして告示をいたしまして、市報10月15日号及び市ホームページに募集の記事を掲載したところでございます。その後、現場説明会を平成25年10月25日、金曜日、13時から開催いたしまして、11者が参加をしてございます。募集要項について簡単に説明した後、現場を案内、説明いたしまして、14時ごろ終了いたしております。その後、平成25年11月5日を期日といたしまして、電子メールまたはファクシミリによる質問を受け付けまして、11月11日にホームページ上にその質問に対する回答をしたところでございます。その翌日、11月12日から、平成25年11月19日の間で応募を受け付けまして、結果として今回は4者からの申請を受け付けたという状況でございます。

次に、申請書類の確認でございます。申請書類としては大きく10点ございまして、まず、「指定管理者指定申請書」、それから「欠格役員不存在誓約書」、「登記事項証明書」、こちらについては応募申込日前3か月以内に発行されたものであるものをそれぞれ確認しております、不備はなかったという状況でございます。それから4点目といたしまして、「納税証明書等」ということで、申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税を証する書面について確認をしてございます。期限内に支払いができず、延滞税を支払った会社も1者ございましたけれども、現時点では全て納付済みであることを確認してございます。5点目、「申請者の概要がわかる書類」、6点目、「定款、寄附行為、規約又はこれらに相当するもの」、7点

目、「指定管理者指定申請書を提出する日の属する年度の団体の事業計画書及び前年度の事業報告書」、8点目といたしまして、「決算報告書」でございますが、こちらは直近3事業年度分で、決算後6ヶ月以上経過している場合にはその後の試算表も添付されていることを確認してございます。9点目といたしまして「管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務内容、配置図」、こちらにつきましては、正社員、契約社員等、常勤、非常勤の別もわかるようなものを確認してございます。最後、10点目といたしまして、「指定管理者事業計画書」、提案書ということで、運営する上での基本的な考え方と、その方針を示したもののが1点。もう1点、管理運営に要する経費について、消費税率8%を前提に算出した、指定期間5年分の「年度別収支予算書」を確認したところでございます。

説明については以上でございます。

◎委員長 担当課の説明は終了いたしました。

これから審査を行いますが、審査方法について協議したいと思います。本日は審査の前に、応募書類の不備、欠格条項該当の有無及び明らかな虚偽記載の有無について、担当課からの説明により失格のないことをご確認いただきたいと思います。その後、書類審査による第1次審査を行い、応募者数を原則として3者に絞り、後日、第2次審査では、当該団体の説明を聞き、質疑応答を経て審査をすることとしたいと思います。この方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、応募書類の不備等の確認、第1次審査、第2次審査という形式で行っていくことを決定させていただきます。

次に、第1次審査の審査方法につきまして、既に採点していただいております。お手元には評点一覧表を配付しております。評価項目のうち、大項目5項目ごとについて、応募者の4者一括で審査いたしたいと思います。審査に当たりましては、事業計画書等から判断することになりますが、不明な点につきまして質疑等をしていただきたいと思います。評点について見直す必要がございましたら、採点し直して正式な得点とし、第2次審査の候補者を3者選定したいと考えております。下位1者につきましては、選定から漏れた理由を明確にするために、劣っている部分についてご協議をお願いしたいと考えております。それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、審査方法につきまして、そのように決定させていただきます。

それでは、応募書類の不備等の確認について、担当課から説明をお願いいたします。

◎天野生涯学習課長 応募書類の不備等につきましては、先ほど説明したとおりでございまして、特段不備はなかったということを確認してございます。

以上です。

◎委員長 担当課の説明は終了いたしました。

ただいま、担当課から説明がありましたように、応募書類については不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということです。

何かご質疑があればお願ひいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

以上のことから、応募書類の不備等の確認は全てできたということで、第1次審査は4者で行いたいと思います。

なお、欠格役員不存在誓約書については、他の書面でそのことを担保するというのはなかなか困難なため、前回同様、第2次審査において、委員長から再度口頭で確認したいと思います。

以上2点につきまして、ご異議なしということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、第1次審査を行うことといたします。

大項目1「適正な管理運営の確保」について質疑を行います。ご質疑がございましたら、挙手の上、名前を挙げて発言をお願いいたします。

大項目1はよろしゅうございますか。

では、次に大項目2「事業者の現状と実績」について質疑を行います。

◎委員 書類を拝見させていただきまして、今回、どこの応募者が現行でやっているのか、わからなかつたんですが、書類に実情が書いてありましたので、見させていただきました。やや不安だったのは、この会社が、財務状況が非常に厳しいということです。ほかの申請者にはそのことが書いてありますし、それから、納税額も全くゼロということで、中を読ませていただきましたが、今回、3・11で大変だったがこれからは頑張りたいと、そのようなことも書いてありますが、私は非常に心配なのです。もしもお願いをしたあと、倒産みたいなことになりますと非常に困ります。正直に申し上げて、私はバランスシートとか、そういうのがよく読めないものですから、できればご専門の先生に確認をしていただき、1つはBが今後きちっとした形で経営ができるだろうかということ。私はそこが極めて心配ですので、現状わかる範囲で少しご説明いただければと思います。それから、ご専門の立場で見たときに、会社として果たして危ないのか、危なくないのか、そこら辺をちょっと、税金も払っていないことがありますので、できればそこら辺について少しお話を伺いたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 まず、担当課からどうでしょう、この点について。

では、■委員のほうで、何か。

◎委員 私は主に、財産状態を見てチェックをさせていただきました。利益が出ている、出でないというのは、利益率はそれぞれ大体同じぐらいだったので、前年度からの赤字があれば、税金を払っていない、赤字が少ないというのはわかるんですけども、取引規模と、あと、借り入れがどれだけ多いか、返済できるか、現預金をどのくらい持っているかというところで判

断しました。

◎委員 で、いかがですか。ご専門の立場で見ていただいて。

◎委員 そうですね。おっしゃっていた会社さんは、おそらく、借り入れが多くつたんだけれども、返済していく能力があるかなという状態は見受けられたんですね。それより、財政状態がよくないな、借り入れが多いなというのがちょっと気になった会社は1社ありましたけれども。

◎委員長 ちょっと清里Bについて述べさせてもらいたいと思います。

この会社は、平成25年5月期においても、会計上はよろしいんですけども、税務上はまだ繰越欠損の状況なんですね。さらに、自己資本比率が随分低いんですね。各3年間で言いますと、1.5%、5.2%、6.4%という状況であると。さらに、固定負債が固定資産よりも多いんですね。流動資産のほうまで、固定負債の資金で賄っている状況でございますので、売り上げが少なくなりますと、支払利息を払うだけでも大変な状況になるというところでございます。したがいまして、営業利益が出ないと赤字になる可能性が大であるという状況でございます。

◎委員 私も同じような観点から、ちょっと点数は下げさせていただきました。やっぱり、まず3年前ですかね、赤字になっていることと、自己資本比率が非常に低いと借り入れも含めて多いということと、もう1つは、今までこちらの、多分、中からいくと、管理をされていた印象ではないか、会社ではBがそうじゃないかなといったときに、よっぽどの改善を持っていかないと、一時的なものがあったにしろ、本当にそこに託していいのかなという安定性の面からだけ、中身のいろんな提案はまた別として、こういう中からすると、ちょっと心配だなと思いました。

◎委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

◎委員 お話しをお聞きして、多分皆さんがそれで評定が低いのだと思います。ただ、前回も申し上げましたように、一応それぞれに配点がついているがその重みがない。したがって、例えば障がい者の方の雇用によく取り組んでいると評価は高くなり、それでプラスになる。経営面でマイナスでも、結果としては評価には反映されない。私が一番心配しているのは、仮にお願いをしたときに、もし、倒産とか、倒産に至るような状況になると、サービスは低下し、場合によっては中止みたいなことになるので、そのことが大変心配なのです。ただ、現状で経営が安定している云々ということになりますと、2の4の項目しか実際はつけられませんから、極めて心配だとは言いながらも、実際に点数をつけるとなると、なかなか評価には反映をしないことがあります。正直申し上げて、そこが非常に心配でした。その点を今日、ご議論いただけたとありがたいなと思いますが。

◎委員長 今の■委員の発言に対して、何かございますか。

◎委員 すいません、今のお話はどの資料を見るとわかるんですか。手元にある中で。この会社の収支状況を書いている資料というのはどれなんでしょう。

◎委員 決算報告書になります。

◎委員長 いかがでございましょう。

◎委員 今日は終わってからまた点数をつけ直すことはありますか。

◎委員長 はい。

◎委員 わかりました。

◎委員長 では、私、委員長のほうから少し提案なんですが、確かにこの点は不安でございます。しかし、4者ございますので、全部やりまして、その上で今の点を、上位3者、最終的に響いてくるのは、第2次選考で最終的にここが選ばれたときに非常に危険であるというところになります。今回、3者の中に選ばれても、面接でその点をBに質問いたしまして、その点をどういうふうに考えているのかということを質問してもよろしいかと思います。最終的に、その結果としてBが選ばれるような事態になるという時点では、今の点について再検討を皆さんでやりまして、やはりこれは、Bを選んではいけないんじゃないとか、Bでいいんじゃないとかということでやっていってはいかがかと思うんですが、いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのようにしていきたいと思います。

あと、ございますでしょうか。

◎委員 書類を見せていただいて、消費税の関係なんですが、Cは消費税については、消費税がアップしても利用料金を上げないというふうに書いてありますが、これは間違いないんですか。仮に10%になっても上げないという理解でよろしいんでしょうか。

◎天野生涯学習課長 こちら、比較表とは別に、大元の資料があると思うんですけども、そちらのCというところの10の①、提案書の31ページにございます。こちら、記載のとおり、宿泊料プラス食事料の公共性のある価格設定方式を踏襲し、引き続き小金井市民の皆様が清里山荘を安心して利用できるよう、低廉な価格の利用料金を維持したいと考えていますということからものでございます。

◎委員 それを読ませていただいたんですが、31ページに、「現状料金を維持したいと考えておりますが、最終的には小金井市と協議の上、決定いたします」、こういうふうに書いてあるんですね。この会社は、要するに消費税を転嫁するのかしないのか。ちょっとこれでは、正直読みなかつたんですが、そこはいかがなんでしょうか。

◎西田生涯学習部長 申し訳ございません。私どもも提出された書類でしか今のところ判断できませんので、今書いてある、文字どおりのことだと思われます。

◎委員 そうすると、消費税については協議の中では上げる可能性もあると、こういう理解でよろしいんですか。

◎天野生涯学習課長 今回の提案書の算出の基準としては、8%で見てほしいということで、条件をつけてご提案いただいてございます。そういう意味で、8%という前提ですと、料金は維持ということでございまして、消費税10%となった場合というのは、今回はあくまで8%

という前提ですので、その場合、今の前提が変わった場合ということになりますので、このまま小金井市と協議の上、決定というところが正しいところなのかなと思っております。

◎委員長 私の理解としては、消費税が8%、これは前提でございますので、この小金井市との協議において、現行料金を維持するということになれば、消費税8%はそのままですから、8%を引いた金額が素の料金というところと考えました。小金井市との協議の上で、現行の5%の料金から8%の料金に上げるということであれば、それはまた変わるということだと理解いたしました。よろしいでしょうか。

◎委員 まとめていただいた書類にも転嫁をすると明確に書いてある者と、Cの場合には現行料金としか書いてないですから、その内容がよく理解できなかつたのです。それから消費税は10%になることも当然ございますので、もし仮に、現行料金を据え置いたまま消費税アップとなると、それがサービス低下につながらないのかなというのが、ちょっと心配でして。

◎委員長 それはあるかもしれません。

◎委員 消費税分については転嫁すると、ほかの業者はみんな書いてありますが、この会社だけが現行料金としか書いていません。明確に転嫁をするのか、しないのか、そこが、私には理解できなかつたです。消費税ですから、転嫁しても構わないと私は思つますが。そこはどうなのでしょうか。

◎委員 これは市の施設として、10%になった場合に、市としては8%でやるよということを了解することができるんですかね。国が10%と決めたのを、表向き10%で中身を下げるという話になりますかね。

◎委員長 いや、これは消費税率でございますので、8%とか10%というのは、もうこれは前提でございます。

その上で、10%になったときも、現行料金でいこうと両者の間で決まりましたら、要は消費税10%を引いた金額が素の売り上げであると、ネットの売り上げであると。

◎委員 そのこと自体は、市としては別に構わないということですかね。

◎天野生涯学習課長 現在のところは、税率変更に伴う利用料金の変更は予定していないという状況でございます、ということです。

◎委員 Cだけ外税なんですか。だから、税金を除いた料金は変わらないということで、ほかの業者は内税にしているんですか。

◎委員 企業努力でやりますよということでしょうか。

◎委員 そういうことだと思います。

◎委員 というふうにも読めますね。だから、消費税が上がろうと、上がるまいと、変えませんよと、それのみ込みますよというふうに。本当に大丈夫なんでしょうか。

◎委員 そういうふうに私は理解しています。

◎委員長 かもしれませんし、市との協議の上で上げるかもしれない。そこは、協議の上、決定いたしますと言っています。

◎西田生涯学習部長 転嫁すると言い方が、まさに言い得て、10%、素の値段と委員長がおっしゃったのが正しいご理解かなと思います。上乗せするじやなくて、転嫁するという言い方をしていますから。

◎委員長 担当課、いかがでしょうか。

◎天野生涯学習課長 すいません、ほかの、C以外のところについては、現行の食事料金というのが5%で計算されているんですけども、ほかのところというのは、8%になれば8%にすると。この会社については、上がった部分を自分のところの会社のほうで持つというような考え方を示してくれていると。

◎委員 そういう理解でよろしいんですよね。だから、3%部分は自分のところで持つということでおよろしいんですね。

◎天野生涯学習課長 はい。提案書をあくまで比較したところ、担当部局としてはそのように判断したというところです。

◎西田生涯学習部長 協議の上というような、曖昧な言い方なんですか。

◎委員 利用料金について、ちょっと教えていただきたいんですけども、これは条例で決めているものでということで、どの事業者が入ってもその価格になるということなんですか。

◎天野生涯学習課長 利用料金につきましては、条例で定められた料金を上限に設定するというような形になっています。

◎委員 条例では定額で決めないで、幾らから幾らと幅をもって決めているんですか。

◎天野生涯学習課長 いえ、定額で決まっております。

◎委員 上限ってどういう意味ですか。

◎天野生涯学習課長 条例に定めてあるよりも料金を下げる場合は協議の上設定できるということなのかなと。要するに、条例に定めているよりも高い料金は設定できないんですけども、基本的には条例どおりということで、自分たちの会社の努力でもっと安くして、収益を上げられるということであれば、教育委員会と協議の上、それより低い範囲の中の料金であれば設定が提案できるよというような意味です。

◎委員 だから条例で決まっている額よりも上げちゃいけないけど、下げることはできるということなんですか。

◎天野生涯学習課長 はい。

◎委員 あまり8%も10%も変わらないですね。

◎委員 食事料金も条例で決まっているんですか。

◎天野生涯学習課長 食事料のほうは条例では定められてございません。

◎委員 食事料は普通は決まっていない。そうなんですか。

◎委員長 これ、今回の各社から提案を受けるもともとにおいて、担当課のほうは消費税が上がったならば上げますよという話をどこかでしていましたか。

◎天野生涯学習課長 消費税の話はリスク分担のところで市が負担するという形にしているん

ですけれども、それは利用料金ですか、食事料の話ではなくて、市が指定管理委託料として支払う際の税率、上がった分の差額の分ですね、その辺を負担すると考えています。

◎委員長 そうですか。

◎委員 ちょっと確認をしたいんですが、食事料は、例えば仮に1,000円としたときに、現行5%ですね。その1,000円というのは、1,000円に5%を掛けて支払っているのか、それとも1,000円の中に消費税が入っているのか、どちらなんですか。

◎天野生涯学習課長 今はプラスした形です。

◎委員 ということは、消費税が上がってくれば、当然利用者の払う金額は高くなってくる、そういうことになるのですね。

◎天野生涯学習課長 今は税込み価格です。それはほかの社がその分上げるのに対して、上がっても税込み価格を維持するというのがC。

◎委員 現行の、今までいいんですけれども。

◎天野生涯学習課長 はい。

◎委員 食事料金を支払いますよね。そのときに例えば、仮に1,000円としたときに、1,000円プラス5%ということで利用者がお支払いするのか、1,000円の中に5%が入ったということなのか、それがよくわからないんです。

◎天野生涯学習課長 外税の形です。

◎委員 だから仮にそれが8%になれば、1,000円掛ける8%を利用者が支払う、こういうことになりますね。

◎天野生涯学習課長 それは提案によります。

◎委員 Cの場合は、それは現行と同じです、だから3%のアップ分は払わなくても構いませんよということですね。その3%分はCみずからが事業利益の中から生み出せますよと、そういう提案でよろしいんですか。

◎天野生涯学習課長 そういう提案だと理解しております。

◎委員 でも何か、この間、消費税はおまけだよ、消費税かぶりますという商法はダメだと新聞で言っていましたよね。確実に転嫁しなきゃいけない。

◎委員 そうですね。

◎委員 だからそこが、市の姿勢として、黙っていていいのかと。

◎委員 当然上がるという前提で考えてました。

◎委員 私もそう思っていたけど。

◎委員 本体価格は上げないということなんじゃないですか。

◎天野生涯学習課長 今のお話なんですけども、消費税分をおまけという考え方ではなく、例えば1,050円という金額だったら、8%上乗せしたときに1,050円になるような、本体価格を下げていただくという提案だと理解をしています。

◎委員 そういうやり方はダメだと言っている。市の姿勢として。

◎委員長 この31ページの文言を読みますと、Cは現状を維持したいと思っているけれども、市との協議の上で決定いたしますと言っているんだから、市との協議の上で8%になるか、今の5%の現状の利用料金のままでやっていく、その場合は8%になっておりますから、素の料金は下がることになるんですけども、そういうふうに理解してはいけないんですか。だから、この收支のところの金額は現状の5%の金額でやってきているというところじゃないんですか。

◎委員 でも、宿泊料金のほうは基本的に条例で決まっているわけですね。その業者が消費税が上がった分かぶろうと思ったら、話し合いで決めるんですか。

◎天野生涯学習課長 条例上うたっている利用料金というのは、食事料を含まず、宿泊の金額について条例では定めています、こちら、31ページを見ると、宿泊料と食事料を足して利用料金というふうに考えられてしまっているのか、その辺のちょっと読み方が難しいんですけども、少なくとも（1）の現在の利用料金を踏襲と書いてあるところの、利用料金という言葉からすると、宿泊料のことを考えているのかなと。あくまで条例にうたわれている部分についての提案なのかなと思っていまして、そういう意味では、市としては現在、税率アップに伴う利用料金の変更というのは、現時点では少なくとも、まだ予定しておりませんので、市としてそれを検討した際に協議するということなのかなというふうに考えています。

◎委員 条例で決まっている宿泊料金というのは、食費は別にして、それは税込みで決まっているんですか。それとも本体価格だけ決まっているんですか。

◎天野生涯学習課長 税込みの金額ですね。

◎委員 であれば、仮に8%に上がったとしても、条例が改正されなければ今の料金のまま行くんですか。

◎天野生涯学習課長 はい。で、現状、今まだ条例を変えるという予定はしておりませんので、そういう意味で最終的に協議というのは、市の方針に合わせて協議とも読めるのかなと。

◎委員 小金井市は、その料金を徴収して、今5%の消費税相当分を国に納めているんですか。

◎天野生涯学習課長 利用料金は全て指定管理者のほうの収入になっています。

◎委員 消費税の納税義務は誰なんですか。

◎天野生涯学習課長 指定管理者です。

◎委員 そうすると、条例が改正されないと、指定管理者は今まで5%納税していたものを8%納税しなきゃいけなくなるんですか。でも、いずれにしろ条例で決めるんだったら、業者が税金転嫁するとかしないとかいう判断はできない。

◎委員 そうすると、この利用料金の設定に関する考え方は、何をもって判断するのでしょうか。

◎委員 だから今までのお話だと、宿泊料そのものは条例で決まっているから、業者は勝手に変えられない。話し合えば下げてもいいとか、さっきお話ありましたけど、問題は食事のほうなんですね。

食事は行政が設定しているから、税金が上がっても上げないとか、上げるとか、考える余地

が出てくる。

◎委員 今回、私が心配だったのは、いただいた資料の中に指定管理料のご提案があり、Cが一番安いんですね。指定管理料が一番安い、使用料は条例で決まっていますが、食事料は自由にですから、消費税を仮に自分でかぶるとすると、指定管理料が一番安く、なおかつ収入も厳しいことになる。それがサービスの低下につながらないのかなというのが心配だったのでお聞きしたかったんです。十分指定管理料を請求していれば構わないんですが、いただいた資料の中ではCが一番安い指定管理料ですから、当然小金井市から入ってくる収入も少ない。なおかつ消費税も自分の中の自助努力でやるとなると、それがめぐりめぐって、利用者のサービスの低下につながらないのかなというのが心配だったので確認させていただきました。当然こういうご提案ですから、Cはこれでできるということだというふうに理解はしていますが、ほかと比べると、ここだけ大台を切った金額を出していますから、果たしてどうかなとちょっと心配ですね。

◎天野生涯学習課長 食事については、これも提案内容の1つでございますので、例えば1,050円であれば、1,050円でどれだけの料理が出せるかというのは、それは各者それぞれ違うと思いますので、宿泊料の場合は同じ施設を使って、そこにとまつていただくということで、一定の水準があると思うんですけども、食事についてはその金額に応じた水準のものが出てくるのかなと考えております。

◎委員長 私としては、書きぶりだけの話であって、これは消費税はA、B、C、D、同じだと思っているんです。だけども、今、担当課から説明がありましたように、Cが上げないと、現状の料金でいくということであれば、Cのネットの売上高が減るということでございますので、それはそのところを勘案して皆さんに評価していただきたいと考えます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、大項目2の事業者の現状と実績についての点は、これでよろしゅうございますか。

次に大項目3、サービスの向上について質疑を行います。どなたか、ございますか。

私のほうから3の点について少し、これを見させていただきますと、私だけがDのサービスの向上のところが高いので、私が感じた点を述べさせていただきたいと思うんですが、なぜここを少しそくしたかと申しますと、この提案の中に、Dは清里地区といいますかね、その地区で他の関係のところをやっている。そこで閉鎖という情報を得ているというところ、あるいはほかのところで、音楽とか、他の催しを清里地区で利用したいという声があるという情報を持っていると、そういう現実の情報を持っているという点を勘案いたしまして、その情報のところに清里山荘をぶつけていけば、利用の促進にもなるという点で、このDの点数を少しそくしたということです。

◎委員 担当課に確認したいんですが、今回ご提案を読ませていただいて、こここのところが非常におもしろくて、各者各様でいろいろ工夫をされていて、読み物としても大変おもしろかったんですが、ただ、基礎的なことがよくわからないので質問したいのですが。

1つは送迎サービスを提案している会社が、Aと、それからBがあるのですが、Aは無料サービスと書いてありますが、これは完全無料という理解でよいのですか。

◎委員 これは完全に無料で送り迎えしていただけるということでおよろしいんですか。

◎天野生涯学習課長 書いてあることを全て転記しておりますので、ちょっともともとの記載を確認する時間をいただきたいと思います。

◎委員 確かに一覧表を見ると、3ページでAだけが清里まで無料送迎と書いてあるんですけど。

◎委員 提案書の4ページにはそういうふうに書いてあるんです。

◎委員 ほかの業者は単に送迎と書いてある。

◎委員 こちらは無料と書いてありますが、それは間違いですか。

◎天野生涯学習課長 駅から山荘までですよね。申し訳ございません。こちらは清里駅から施設までの無料送迎ということなので、ここはちょっと転記ミスです。清里駅までということです。

◎委員 駅から施設までの間は無料で送迎していただけるということですか。

◎天野生涯学習課長 施設から清里までということで、施設からというのがちょっと漏れてしまっているという。

◎委員 そういうことでよろしいんですか。

◎天野生涯学習課長 はい。

◎委員 関連なんですかけれども、Bは清里駅から体験活動起点まで送迎と書いてありますが、これは駅との送迎はしないのですか。

◎委員 体験活動出発点って何なんですか。山荘ではないんですか。

◎委員 体験活動の起点までというのはどこまでかよくわからないんです。

◎委員 これは担当課の人が考えてもわからないんですよね。多分、そう書いてあるからここに書いたんでしょうから。

◎委員 私も調べてみてどこかに書いてあるかなと読んでみましたが、見つからないんです。Aは明確に駅から山荘までは無料でやりますよと書いてあります。Bの部分はどこに書いてあるのか探しましたがよくわかりません。

◎委員 Bは一覧表の2ページの、この、5、サービスに関する業務という、3番目のところで体験活動出発点まで。

◎委員長 B者の9ページですか。利用者サービス向上と利用者増の関連図。

◎西田生涯学習部長 9ページの上の、朝日みたいな図が描いてあるんですけど、そのところに送迎、1、清里駅から、2、体験活動出発点までと書いてあります。

◎委員 そうです。それで、清里駅と書いてあるので、こちらも清里駅から送迎をしてくれるのかどうか、これは有料なのか、無料なのか、それがわからないんです。

◎天野生涯学習課長 これはどこかに書いてあるが、確認します。

◎委員 Aは無料で送迎を行いますと明確に書いてあるんですが、こちらは送迎しますとしか書いていないんです。

◎西田生涯学習部長 申し訳ありません。担当部局としてはその辺は確認をとっているわけではないので、不明だとしか申し上げようがありません。

◎委員 これを見ると、ここに清里駅から山荘まで送迎できます（要予約）という、これが現行のスタイルですよね。だからBのスタイルですよね。

◎委員 それは有料なんでしょうか。

◎委員 いや、これは私の想像ですけど、こういうところで有料でということは、どこを見ても考えられないんじゃないかなと。

◎委員 多分、お金取れないですよね。

◎委員 ただ、要予約ということは、当然ながら、送迎しますが有料ですという話は、普通は考えられないかなと。

◎委員 普通だと500円とか300円ぐらい取る業者もいますね。

◎委員 そういう施設ですか。

◎委員 それは運送業の許可が要るはずです。勝手には取れないです。

◎委員 ただ、お客様が特定される場合は運送業の許可は要らないです。よくホテルなんかでお迎えに来てくれますね。あれは要らないんです。

◎委員 ですから、逆に今どうなんだというのを見ればいいんではないでしょうか。

◎委員 それで関連なんですけれども、Dは清里駅から送迎バスを実施（除く夏休み、年末年始、ゴールデンウイーク）と書いてありますが、これも有料なんですか、無料なんですか。

◎天野生涯学習課長 無料なんですか、有料なんですかというところが、今のDの点でもそうなんですけれども、ここに書いてあることしか私どもは現時点では判断できないので、書いてあることを比較表に拾い出しているという現状がございます。

◎委員 そうですか。私、読ませていただいて、そこがわからなかつたので、あらかじめ応募者とお話をされていて、ある程度のことを把握されているのかなと思ってお聞きしたんですが。

◎天野生涯学習課長 各個別の企業さんとは話はせずに、ここに書いてあることを比較しやすいように一覧にしたというだけでございます。

◎委員 了解です。わかりました。

◎委員 無許可でお金を取ると白タクになっちゃいますよね。

◎委員長 そのほか、ございますか。よろしいですか。

次に大項目4、効率的な運営について質疑を行います。いかがでしょうか。

◎委員 ちょっと教えてください。一覧表で、収支予算総括とか、これに関するところですね、ここは。

◎委員長 はい。そうです。

◎委員 そうですよね。それで、この前、後からいただいた総括の一覧表を見て、この指定管

理料はどういうふうにして決まつてくるのかなと。ほかのもう1つのほうもそうなんですが、差があるのと、それからわりとほかと大体同じような料金でこのお金が決まつているところとすることで、結果的には収入がそれによって多くなるか少なくなるか、それによって今度は支出のほうが、ある程度使い道があるか、厳しいかというところに影響してくるのが、この指定管理料は何で変わつてくるのかなというところがちょっとわからなかつたものですから。

◎委員長 担当課、いかがですか。

◎天野生涯学習課長 指定管理料の基本的な考え方としては、管理、運営に必要な経費と、その運用から見込まれる収入との差額がある中で、これだけ指定管理料として委託料があれば運営できますよという提案の1つなのかなということを捉えています。

◎委員 これはどこからの収入になるんですか。食事とかそういうのはあれなんんですけど、どこからもらえるお金なんですか。

◎天野生涯学習課長 指定管理料ですか。

◎委員 はい。

◎天野生涯学習課長 市から業者に支払う委託料になります。

◎委員 そうすると、この場合にAになると4,700万で、Cになると3,000万ということですか。

◎委員長 そういうことです。

◎委員 市の支払いが少なくなる。

◎委員 そういうことなんですね。

◎委員 それをどう評価するかということですね。

◎委員 重要な判断ですね。

◎委員 これは何らの基準もなく、申請者が申し出た金額ということですか。

◎天野生涯学習課長 指定管理委託料については、特段基準を定めずに、各者の提案ということになります。ただ、参考に現行の委託料については、決算書を提示しておりますので、指定管理委託料は、恐らくそれを参考に見積もってこられたのかなとは思っています。

◎委員 ちなみに、今は幾らだったんですか。

◎委員 B、C、Dは大体4,000万ですよね、Aだけが突出して、いやに高いよね。

◎委員 だから、Cがべらぼうに安いわけじゃないですよね。

◎委員 そうですね、そうなんですよね。

◎委員 4,000万ぐらい。

◎天野生涯学習課長 4,000万をちょっと超えるぐらいの金額です。

◎委員 実は資料をいただいて、この提示金額をどの様に評価するのか困りました。実際に4,700万から3,900万までバラバラで、5年間ですから積算の結果、トータルの支出としても結構な違いが出てくるわけですが。それを、今回の評点の中のどこに反映をするのか。評価表の中に実はこの金額評価をするところがないんです直接的に。

◎委員長 それは、4の14、15、16でいうところにかかる事業計画ですから。

◎委員 ええ、そうなんですが。金額そのものを評価するというところがありません。収支見込み、要するに事業計画が適正か適正でないか、それから収支の計画、経費削減とか、いわゆる指定管理料そのものに対する評価とは若干違うのかなという感じがするんです。これは、今、委員長がおっしゃったように、4番の中にこの金額も加味して点数を入れるということなのでしょうか。通常ですと、例えば最低提示価格を基準にして、プラスマイナスの点数をつけるとかって、よくやりますね、価格だけで評価をするというのもよくやっていますが。価格は4番の中で加味して評価することによろしいですか、私はそこがわからなかつたので、4番の評価には加えなかつたんですが。

◎委員長 はい、担当課。

◎天野生涯学習課長 そうですね、金額そのものについての評価ということではなく、委員長がおっしゃられたように、4の14、15、16なのかななど。そういうように事業内容でいただいている中で、本当にこの金額ができるのかということがわからないから、どうかなと思っておりますし。こちら、比較表で出したものは、あくまで5年間の総額を平均したものでございますので、個別の資料のほうにはもう少し細かく表がついておりますので、そちらをご覧いただくことになるのかなと思っております。

◎委員 そうすると、今回の評定では、指定管理料そのものを直接評価する必要はないと、こういう理解でよろしいんですね。仮に、高くて安くても、金額を直接的に評価するということではなくて、トータルの中で評価するということでよろしいのでしょうか。

◎天野生涯学習課長 そのとおりでございます。金額だけで上位下位ということではなく、あくまでバランスを考えてということだと思います。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎委員 ただ1つだけ言えるのは、このお金があった中でのいろんなサービスをやりますよということですよね。だから、Aに決まれば、その管理料は市のほうでお支払いしなければいけないということですよね。ですから、そのお金の高い低いでもって、今度はサービスのいい悪いも多少、もしかすると送迎代が入っているからとか、先ほどの話からすると、そういうことも言えるんで、全く評価しないというのもどうかなとは思いますけど、どうやって評価するかというのは、すごくわかりにくいなと、私が自分でやっていても思いました。

◎委員長 現在の評価の観点から見ますと、指定管理料というのは、収入支出、そのおのおのの提案の結果として指定管理料というのはこういうふうになるというふうに考えざるを得ないということですね、私としては。いかがでしょうか。

◎委員 サービスとのバランスですよね。安いにこしたことはないけれど、安からう悪からうじや困るわけだから。ただ、Aみたいに突出して高いと、ちょっとどうかなと、評価は下がることにならざるを得ないですかね。

◎委員長 これ、4の点ですね。収支のところを見させていただいて、B以外は利用人数とい

うところの記述がないんですよね。それでこの金額をどうやって出したのかなと。現状を勘案してプラスマイナスでいうところでやったのかなと思うんですが。そのところは、もしもA、B、C、D、おののおのに第2次選考のときに聞きたいなというふうに思っております。

それから、これ読んでいきますと、Bは、24年度実績が9,656人なんだけども、30年度計画が1万2,000人となっていますよね。今現在、ここに記載されている方法でそれだけになるのか。じゃあ、何で今でそういうふうにやらなかったのかという疑問が非常に残るんですが。まあ、それは2次選考のときに、このBとか入ってきましたら、その点はきちんと聞きたいと思うんですが。

私としましては、そういうところも加味して、この4というところを検討したんです。

◎委員 これは今お話もございましたけれども、事前の問い合わせのときに、現地調査、現地説明会をやりまして、現状の利用者が何人とかという、そういう基礎的な数値というの全部開示しているということでおろしいですか。

◎天野生涯学習課長 はい。利用者数は参考資料で添付をしております。利用者数につきましては、市内、市外に大きく分け、その中で市内市外それぞれで幼児、小学生、中学生、高校生、一般という形で分けた上で、20年度から24年度までの5か年の実績を資料として示しております。

◎委員 なるほど。そうすると指定管理の応募者が積算に足りるような資料は、全部、皆さんお持ちになっていると、こういう理解でよろしいんですね。

◎天野生涯学習課長 足りる足りないというところは、それぞれの判断があろうかと思いますけれども、少なくとも公平に判断ができるような資料は出しているつもりでございます。要するに、同じ基準に、同じ資料に基づいて判断してご提案してきたのかなというふうに思っております。

◎委員 実は資料を読ませていただいて、決意表明みたいなところがあるものですから。普通は、例えば現状何人で、今おっしゃったように、こういうことだから何人増加という、多分そういう推計が出てるのかなと。そうではなくて可能性があるみたいなところで終わっているところがあります。そういう資料も事前にお渡ししてなかったのかなと思ったんです。逆に言えば、提案者がきっとそういうところを加味した形で提案をしていない、だからここに記載されていない、こういう理解でよろしいですね。応募の皆さんには積算に足りるだけの資料はきちんとお出ししている、そういうことです。

◎天野生涯学習課長 担当部局としては、参考になろうという資料は出しているという考えでございます。

◎委員 はい、ありがとうございます。

◎委員 例えばもしAに決まったら自動的にこの値段の指定管理料を払うということなんですか。この値段でいいですよといってAに決めたことになるわけですか。

◎天野生涯学習課長 担当としては、指定管理委託料も含めて、その提案を受けて判断したと

いうことになろうかと思いますので、そういう点では、ここの金額になるのかなと。

◎委員 今の会社が決まったときは、向こうが言ってきた金額で払ったわけですか。

◎天野生涯学習課長 はい、そうです。

◎委員 じゃあ、今度も基本的にそうなるわけですか。

◎天野生涯学習課長 はい。

◎委員長 よろしくございますか。じゃあ大項目4はこれぐらいにいたしまして、次に大項目5、安全で安定的な施設運営の継続的提供について質疑を行います。ございますでしょうか。

私のほうから2点お尋ねしたいんですが。どこの時点でお尋ねしたらよかったですかわからなかつたんですが。Cにおいて資器材の購入等の提案があるんですが、例えば13ページの4に、簡易ベッドとかベビー用品ですね。それから26ページ、体育館設備の拡充、39ページの2(3)で窓ガラスへのコーティング、40ページのところでLED照明の導入と、いろいろ提案があるんですが。この備品等の購入というのは、一応清里のときは10万円でしたかね、中には10万円を超えるものもあると思うのですが、こういう提案は最終的にどのように判断したらよろしいですか。

◎天野生涯学習課長 その備品について10万円以上、未満という境目というのは、あくまで市の備品として登録されているものがあり、それを運営上必要なものを買いかえるに当たって、10万円以内であるものであれば指定管理者の負担になるし、それを超えるものであれば市が負担して、要するにもともと市の備品であったものを補うという考え方ですので、10万を超えると市が出ると、そういうことでございますので。だから、新しい提案とはちょっと別ものなのかなと。

◎委員長 そうすると、今言いましたようなものは、市の備品にはなってないんですね。簡易ベッドとか体育館設備にあるそういうものは設備を拡充するのかわかりませんけども。

◎天野生涯学習課長 現状はないです。恐らくないものについて、現場説明会で見ているときに、こういうのが不足しているなというふうにこの団体さんが判断して、私どもが受けければ提案しますよというのが内容なのかなと。

◎委員長 なるほど、わかりました。

もう1点はDなんですが、ここは何ページに書いてあったか、ちょっと忘れたんですが、地下の大型冷蔵庫は使用しないとなっていた記憶があるんですが。使用しないならしないでいいですけれども、この指定期間が終わった後に、これを再使用、再稼働するとなると、その修繕費というか補修費というか、そういうところはどういうふうになるんですかね。

◎天野生涯学習課長 協定の中で、指定管理が切りかわった場合は原状に復することというような内容を定めておりますので、仮に、その使わなかった間にもともと市で用意していたものが使えなくなってしまったということであれば、次に指定管理が切りかわったときに、次の指定管理者がそれを使えるような形に復していただくということになっています。

◎委員長 わかりました。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

全て含めてそのほか、何かご質問がございますか。

◎委員 前の5番のほうで聞くべきだったところなんですけど。この組織的な配員についての考え方なんですけれども、これは何か基準みたいなものがあるんでしょうか。職員でやらなきやいけないとか、それからパートとか。それから、1日の配置が例えば10人だとして、その運営のためには20人雇っておかないといけないとかという、各社各様の書き方をしているんですけれども。

◎委員長 担当課、いかがでしょうか。

◎天野生涯学習課長 人員の配置でございますか。

◎委員 ええ、組織的な運営体として。

◎西田生涯学習部長 何か基準があるのかないのかという話でしょうか。

◎委員 こういう考え方でやってくれみたいのが提示されていたのかどうかということです。

◎天野生涯学習課長 その募集をするに当たって、小金井市教育委員会のほうで指定していることについては、この小金井市立清里山荘というのが教育施設であることをかんがみまして、教育免許状有資格者が年間計画書を作成し、それに沿って実施するということでございます。ですから、本日資料として用意した個別業務仕様書の2ページに記載があったんですけれども、自然観察、自然探究、自然愛護、その他、自然に親しむ事業、それから登山、ハイキング、その他野外活動業務、それから少年団体等の指導者研修事業、その3号に掲げるもののほか、教育委員会と協議し適当と思われる事業、その合計4事業について教育免許状有資格者が計画書を作成し、それに沿って実施するということが仕様の中でうたわれていたけど、それ以外については、特定の規定はないということでございます。

◎竹田企画政策課長補佐 あと、仕様の中で常駐管理人ですね、その部分は2名を常駐させてくださいとうたわれております。

◎天野生涯学習課長 失礼しました。管理人室に常駐させるというのは申し上げています。

◎委員長 よろしゅうございますか。

◎委員 そうすると、仕様書の中で、人数としてうたわれているのは、常駐の管理者2名だけですか。

◎天野生涯学習課長 はい、仕様書のほうでうたっているのはそれだけということで、あとは提案内容という形になります。

◎委員 標準設備定員みたいなことは仕様書の中ではないんですか、何人という最低どれだけ、設備定員みたいな。本当に今おっしゃったように2名の人数しか入ってないんですか。

◎天野生涯学習課長 仕様書の中では、人数についてうたっているのは常駐の管理人だけという形になります。

◎委員長 よろしゅうございますか。

以上で本件についての質疑を終了いたします。採点を見直す方はいらっしゃいますでしょうか

か。

いらっしゃるようでしたら、採点の修正方法について事務局から説明をお願いします。

◎水落企画政策課長 修正方法につきましては、事前に評定していただいた選定基準をお配りしているかと思いますが、評点内容につきまして、再度ご確認をいただき、それまでの質疑を踏まえて修正される場合は修正前の評点を二重線で消していただいて、新しい評点を丸で囲んでください。以上です。

◎委員長 以上で事務局の説明は終了いたします。

では、採点をお願いいたします。

◎委員 今、直すんですか。

◎委員長 はい、今、直したいと思われる委員の方は。

◎委員 Bの貸し付け状況にそんな不安が出ていると、あまり気がつかなかつたんですけど。

◎委員 書類を見た範囲ではちょっと危ないなという感じがしないでもないですね。先ほどのお話だと。

◎委員 ほかの会社は大丈夫なんですか。

◎委員長 その点で言えば、Aもですね。

◎委員 あまり会社の財政状況ということが、私は素人でわかりませんので、ちゃんと税金も払っているみたいだし、そんなに問題がある会社ではないのかなと思っていたんですけど。逆にBは、例えば私はこのサービスを向上する具体的な計画というところをすごく高く評価したんですけど、すごく実態にあってる気がしたんですね。多分、利用している人はこういうことをしてくれたらうれしいんだろうなということがきちんと書かれていたんで、そういうところは高く評価したんです。財務状況がそんな状況であることはわかりませんでした。

◎委員 ちょっと担当課に質問よろしいですか。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 障がい者の雇用の母数なんですけれども、正社員の中の割合、それともパートを入れるのか、ちょっと私、よくわからなかつたんですけど。2%のパーセンテージというのが、どこまで入れるのか、それがわからなかつたんです。具体的に言えば、Aが基準に届いているか届いていないかが、ちょっとわからなかつたものですから。そこだけちょっとAが、今の基準でよくわからなかつたものですから。これ読ませていただいたんですけど、これだけじゃわからない。評点をどうすればいいのかなというのがわからなかつたんです。

◎天野生涯学習課長 私どもで把握できているのは、こちら資料の21ページに書いてある範囲しか把握できません。障がい者の雇用が3名と企画書に書いてあるとおりなんですけれども。

◎委員 要するに正社員とパートを入れたパーセンテージなのか、私はその2%という基準がよくわからないわけです。これが基準に届いているかどうか、ちょっとわからなかつたんです。正社員だけだったら3名だから3%に届いているから4かなとも思いましたが、パートを入れ

ると少なくなるので、3をつけていいのか、4をつけていいのか。通常の場合はパートも入れて計算してよろしいんですか。

◎天野生涯学習課長 申し訳ございません。ちょっと勉強不足で。

◎委員 そうですか。わかりました、結構です。

◎委員長 よろしゅうございますか。

終了した方は事務局が回収しますので、挙手をお願いいたします。

それでは集計いたしますので、しばらく休憩いたします。

(集計・休憩)

◎委員長 それでは、再開いたします。

集計結果につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 では、ご報告いたします。

まず候補者Aでございますが、304点、候補者Bが313点、候補者Cが333点、候補者Dが291点になります。よって、上からいきますと333点のC、313点のB、304点のAが上位の3者となっています。以上です。

◎委員長 事務局から報告がありましたように、第2次審査を行う合計点数の高い上位3者は候補者C、候補者B、候補者Aとなりました。

Dが選定からもれた理由について、ご協議をお願いいたします。

しばらく、休憩いたします。

(協議・休憩)

◎委員長 再開いたします。

Dが選定からもれた理由について、各委員から発言があればお願ひいたします。

◎委員 私、これを読ませていただいて、決意表明は非常に明確ですが、具体的なデータを挙げた内容がやや少し物足りないかなと。具体的には先ほどご説明を求めたんですけども、稼働率を上げるチャンスはまだあると、こういう書き方をしていますが、具体的に今現在何人で、こういうことをすればこうですよというような、そういう稼働率を高めるためのデータをもとにした説明が、正直言って、これではだめなのかなという感じを私は受けました。

◎委員長 はい。あと、ございますか。

◎委員 私は、利用促進を図る具体的な計画がほかに比べて、少し実施事業のようなものの提案が少なかったように思えました。食事に関して、とてもきれいな写真も載ってたんですが、ちょっとそれだけでは印象が弱かったというのが減点した理由でございます。

◎委員 点数で見ると、まず障がい者の雇用について、ほかの会社は全部採用しているのに、この会社は採用していないみたいですね、それがちょっと響いたのかなと。大項目3のところの評価がほかと比べるとかなり低いんですね。ということは、このサービスの向上についての計画に具体性が欠けるということになると思うんです。他社と比べた場合に具体性に欠ける。そこは核心的な部分です。

◎委員 皆さんの言われたことが私も第一印象であります。それで、こう言い切っていいかどうかわからないんですけど、やっぱり経験というか、こういうものの施設の管理の件数だとかが少ないのでなと。ですから、今あったように具体的な中身が提案できないということは、やっぱりそれだけの経験が少ないというところ、私は点数を下げているんですけれども、件数とかですね。やっぱりほかと比べるとちょっと弱いなというふうな気がいたしました。

◎委員長 まとめますと、1点目は、サービスの向上において、具体的なデータを挙げての提案が少ない。2点目が、障がい者の雇用の実績がない。

こういうふうにまとめてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 理由は以上の2点といたします。

改めまして、第2次審査を行う合計点数の高い上位3者は、候補者C、候補者B、候補者Aとなります。1者が選定から漏れた理由について、1つは、サービスの向上において具体的なデータを挙げての提案が少ない。2点目は、障がい者の雇用の実績がない、とします。以上でございますがご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。

本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり決定いたします。

◎委員長 次に、平成25年度諮問第4号 小金井市総合体育館、栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

初めに、この間の経過につきまして、担当課から簡潔に説明をお願いします。

◎天野生涯学習課長 それでは、総合体育館及び栗山公園運動施設の選定に係るこれまでの経過について説明をいたします。

公募についての審議、それから公募の告示、募集等につきましては、先ほどの清里山荘と同じでございます。

現場説明会につきまして平成25年10月28日及び30日、いずれも15時から開催をいたしておりまして、28日に9者、30日に8者、合わせて17者が参加をしてございます。募集要項について簡単に説明した後、総合体育館を案内、説明、それから各自栗山公園健康運動センターに移動していただきまして、同様に施設内を案内、説明し、18時ごろ終了となっております。

平成25年11月5日を期日といたしまして、電子メールまたはファクシミリにて質問を受け付けまして、11月11日にホームページ上で回答をしております。質問を受け付けた際、図面閲覧の希望があったことから、平成25年11月12日火曜日から平成25年11月19日火曜日までの間で、各施設の図面を閲覧に供するとともに応募を受け付け、3者からの申請を受け付けたというのがこれまでの経過でございます。以上です。

◎委員長 担当課の説明は終了しました。

それでは応募書類の不備等の確認について、担当課から説明をお願いいたします。

◎天野生涯学習課長 申請書類の確認につきましては、こちらは先ほどより 1 点多い 11 点の申請書類がございます。

1 点目、指定管理者指定申請書でございます。こちらの場合は共同事業体での応募も可となっておりまして、その場合は、共同事業体協定書兼委任状も提出をしていただいております。

それから 2 点目、欠格役員不存在誓約書。

3 点目、登記事項証明書。こちらにつきましても、先ほど同様、応募申込み日前 3 カ月以内に発行されたものであることを確認してございます。

それから 4 点目といたしまして、納税証明書等、指定管理者指定申請書を提出する日の属する年度の直近 2 年分の納税を証する書面についてでございます。法人税、消費税、地方消費税につきまして、未納額がないことを証明するもののみを提出した団体が 1 者ございましたが、現時点での未納額がないということは確認できるということで、不備はないと判断しております。

それから 5 点目に、申請者の概要がわかる書類。

6 点目、定款、寄附行為、規約、またはこれらに相当するもの。

7 点目といたしまして、指定管理者指定申請書を提出する日の属する年度の団体の事業計画書及び前年度の事業報告書。

8 点目といたしまして、決算報告書。こちらにつきましては、直近 3 事業年度分ということになっておりまして、決算後 6 カ月以上経過している場合は、その後の試算表も添付されていることを確認しております。平成 25 年 4 月以降の試算表がない団体が 1 者だけございましたが、こちらにつきましては、決算認定日が 5 月末日であったため、6 カ月は経過しておらず不備ではないと判断しております。

それから 9 点目、運営業務に従事させる者の体制図、職種、資格、人数、職務内容でございます。こちらは従事者配置一覧表による配置図を確認し、不備はなかったということでございます。

最後 10 点目、指定管理者事業計画書と提案書でございます。内容の 1 つ目といたしまして、運営する上での基本的な考え方とその方法を示したもの。それから内容の 2 点目といたしまして、管理運営に要する経費について消費税率 8 % を前提に算出した指定期間 5 年分の年度別収支予算を確認してございます。

不備の確認については以上でございます。

◎委員長 担当課の説明は終了しました。

ただいま、担当課から説明がありましたように、応募書類については不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということでございます。

何かご質疑があればお願いいいたします。

では、私のほうからですが、今の説明で、候補者Cなんですが、この決算書類のところで、決算認定は5月末とおっしゃいましたが、どういうことですか。

◎天野生涯学習課長 今回、応募書類の条件といたしまして、決算報告書というのを義務づけておりまして、直近3事業年度分のものというのを提出を求めております。決算後6か月以上経過している場合は、その後の、具体的に言うと今年度の試算表についても出していただくということになっているんですけども、こちら、決算報告書を確認した際、5月末日付けで監査をしたということになっておりましたので、ここから起算して6か月が経過していないので、ということで判断したところです。

◎委員長 それはおかしいんじゃないですか。会社法によれば、3月決算は3月決算ですね。監査役の監査はまた別物でございます。ただですね、このCにつきましては、9月の試算表が出てなくとも、多分過去の3期間の決算の状況から見てみると、大丈夫な状況であろうというふうに考えられます。とまでしか言えません。それで、担当課のほうとして、今のことについて、そういう状況であるから不備とは考えないとするのか、どうするのかというところをお聞きしたい。

◎天野生涯学習課長 一応、この募集要項でははっきりと決算後6か月以上経過している場合はその後の試算表も必要という形で募集はかけておりまして、それに対して、その試算表といったものがないという形にはなってしまいます。

◎西田生涯学習部長 申し訳ありません、応募に対する留意事項というのがございまして、その中に9件ございます。まず1つは、応募書類に虚偽の記載があった場合は失格。2番は、応募書類は理由のいかんを問わず返却しない。3番は、応募書類を提出した後に辞退する場合の話がしております。4番は、費用は自己負担だと。5番は、日本語で通貨は円だという書き方にしてあります。失格にするというのは、基本的には応募書類に虚偽の記載があった場合のみということになります。

◎委員長 ということになりますと、一部の書類の提出がなかったという場合においては、失格には当たらないということですね。

◎西田生涯学習部長 失格とは特に明示されてないと。

◎委員長 そうすると、そのまま対象として審議を続けていいということですか。

◎西田生涯学習部長 審議の中で、先生方でこの書類がないということをどう判断するかということになります。

◎委員長 そうですか。そういうことでよろしいわけですね。

◎西田生涯学習部長 私どもといたしましては、現在出ている書類の中で判断していただくということになりますと、いわゆる失格には当たらないと思ってます。

◎委員長 そういう判断のもとで、委員の皆さんに審議していただきたいんですが、候補者Cをこのまま審議の対象としてやっていくということでおよろしいか、どうですか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 わかりました。

◎委員 確認ですけど、規定上はいいんですね。

◎委員長 失格には当たらない。

◎西田生涯学習部長 失格とは明示されておりません。

◎委員 今、追加の報告書を出させてるんですか。

◎西田生涯学習部長 追加書類を提出した場合、どうこうという規定はないです。

◎委員 ただ、本来は3月までの報告書しかない場合は、その後の動向を示す書類を提出するのがルールになっているわけですね。

◎西田生涯学習部長 試算表です。

◎委員 何でそれが出さなかつたんですか。

出すよう言ったわけですよね。

◎天野生涯学習課長 要請はしたわけではないですが、募集要項にはそういう記載がございます。

◎西田生涯学習部長 ただ、出してきてないというのが今の事実としてあります。

◎委員 追加提出を求めるとはしていないわけですね。

◎天野生涯学習課長 してないです。

◎委員 極端なこと言うと、その後非常に財政状況が傾いてきた会社の場合は、出さないほうが得だということになりますよね。後から出してくださいというのが筋じゃないかと思いますが。

◎委員 これから審議して行って、この後ものすごく財政状況が悪くなったりしたら、すごく困りますよね、無責任だということになりますよね。ただ、こう書いてあるので、これをなるべく早めに出してくださいというのが筋じゃないですか。

だって、ほかの会社は半年たってないから、要件満たしてるわけですよね。出す必要ないわけですよね。

◎委員 出てるんですよ。半期後とか出てますからね、決算は。

◎委員長 出てるところはございます。

◎委員 ただ、Cだけは出でないんです。AとBはどうですか。

◎委員長 出てます。

◎委員 要件満たしてるわけですよね。だから、今度Cに出してもらうことにして、審理をするというのならばわかりますが。

◎西田生涯学習部長 では、そのようにお願いいいたします。今日の審議は可能ですか。

◎委員 ただ、後から確認することとします。今度2次審査のときまでに現在の財政状況がわからないといけないので。

◎委員長 ここは3者ということになっておりますから、■委員の言われるとおりにやって

いいと思いますね。

◎委員 別に落とすわけじゃないんですよね。

◎委員長 はい。

◎委員 3者で決めたわけですから。

◎委員長 欠格ということに当たらないということですから。

◎委員 土俵には上げておいて、資料出してもらって、ということですね。

◎委員長 3者でやっていいと。3者ということで決まっていますからね。

ただ、■委員言われるよう、次の第2次選考までにはそれを入手してほしいということです。

◎委員 そうですね。私はそう思います。

◎委員 私もそう思います。

◎委員 私もそう思います。

◎委員 規定がないからじゃなくて、それは担当課として、やっておかなければいけないことです。

◎西田生涯学習部長 わかりました。

◎委員長 次の第2次審査以前に入手していただき、各委員にそれをお知らせください。

◎天野生涯学習課長 はい。

◎委員長 お願いします。以上のことから、応募書類の不備等の確認は、全てできたということで、第1次審査は、3者で行いたいと思います。なお、欠格役員不存在誓約書については、先ほどと同様に第2次審査において委員長から再度口頭で確認したいと思います。

以上、2点につきましてご異議なしということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定させていただきます。それでは、第1次審査を行うことといたします。大項目1「適正な管理運営の確保」について質疑を行います。いかがでしょうか。これはないということでおよろしいですね。

次に、大項目2「事業者の現状と実績」について質疑を行います。いかがでしょうか。

◎委員 委員長に質問させていただきたいんですが、Aが評価大変厳しくなっていますけれども、その理由をご説明いただけますでしょうか。

◎委員長 今出ている資料だけでは、なぜこれだけ自己資本比率が低いのかというところは、よくわかりません。23年1月期は5.1%、24年1月期も同じく5.1%、25年1月期は5.3%なんです。さらに、一番私が憂慮しているのは、劣後債、劣後ローンを出しているんです。通常の借り入れがなかなか厳しいという状況ではないかと思うんです。

◎委員 それは、どこを見たらわかるんですか。

◎委員長 財務諸表、決算書類を見ていただければわかります。

申請書類の構成団体の1のところに、真ん中から後半のほうですね。

◎委員 委員長、私もよくわからなかつたのが、今回Aの団体が代表団体、構成団体1、2でコンソーシアムを組んでいうことですが、こういう場合は、今おっしゃったように例えば構成団体の1つが悪くても、ほかがよければよしという判断が私にはわからなかつたんですが、どうしたらよろしいのですか。

◎委員長 私が理解したところで答えます。これは3つでコンソーシアムを組んでおりますが、主体は代表団体の1のほう、これがスポーツ関係を主として運営を行う。構成団体2は、サッカーとか、バレー、ボーラーとか、そういうものを構成団体1の教室とかで、いろんな催しに協力していくと。構成団体3ですか、ここは施設管理を行うという役割だと思います。そうしますと、現実にスポーツ等の運営を行うのは、構成団体1でございますので、ここが破綻いたしますと、うまくいかないということになるかと思います。

それで、■■■委員の質問に対してもう1点は、固定資産よりも固定負債のほうが多いんですね。このことはどういうことかといいますと、もうこれ以上借入がなかなか、通常の借入は難しいという状況だから、劣後というものでやっているのではないかと勘案できる。あくまでも勘案でございます。また、平成25年9月の試算表を見てみると、純損失が2億3,100万円です。ただ、年間の予算を見てみると、年間では純利益1億ぐらいになるという状況になっております。

したがいまして、この点につきましても、第2次選考に3者来ていただいて、審議いたしますので、その時点での、劣後債、劣後ローン、それから自己資本比率が低いという点において、候補者Aはどういうふうに考えているか、この指定期間5年間をどういうふうに、この財務状況というものに対してやっていこうとしているかというところを聞いていけばいいと考えますがいかがでしょうか。

大項目2はよろしくおかけます。

次に、大項目3「サービスの向上」について質疑を行います。いかがでございましょう。

◎委員 施設の改善なんですが、ご提案の申請書を拝見させていただきますと、リニューアルの提案がAとCとございまして、Aは老朽化したものをという言い方をしていますが、これはどの程度のものを対象としているのかよくわからないです。応募者から何かご説明があったでしょうか。

10ページに栗山運動公園について、老朽化しており、総入れかえ、こういうふうに書いてありますが、総入れかえというと全部入れかえるのか、そうではなくて老朽化したものだけを入れかえするのか、ちょっとよくわかりませんね。

◎天野生涯学習課長 総入れかえという言葉から判断すると、全ての機器を入れかえるのかなと思いますけれども、ただそれは私の解釈でして、逆に言うと、提案者にお尋ねいただかないと正確なところはわからない。あくまでこの紙から読めることしか私としてはちょっと回答できませんので、それでかえって、この提案者の考えていたごとと違うようなことで不利益を与えててしまうと、私としてもちょっと答えづらいかなと思います。

◎委員 Cの場合には33ページにリニューアルの図面なり写真があって、イメージとして非常によくわかりますが、Aは老朽化したものという注釈付きで書いてあります。事務局では、この資料以外は情報をお持ちになってないということですか。

◎天野生涯学習課長 ただ、総入れかえという言葉から判断すると、全体的に老朽化しているということからそれを総入れかえするんだというふうに、この比較表つくる際に読み込んだときには思いましたけれども、それは先ほど申しましたとおり、この提案者の考え方というのを聞いていただくのが一番いいのかなとは思っています。

◎委員 はい。

◎委員 確認したいんですが、先ほどからの話を聞いていますと、ここに書かれている以上のことを担当課でも具体的にまだ聞いてない段階だということですね。

◎天野生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。あくまで、提案していただいた内容を選考するに当たって、比較して見やすいようにということで一覧表に取りまとめただけでございまして、この内容について、個々個別に業者さんほうに内容を確認したということはございません。

◎委員 わかりました。

◎委員 Cの32ページに、クライミングウォールを設置するとのご提案いただいていますが、技術的にこういうものの設置は可能なんでしょうか。今のお話では、そこまでわからないとなつたので実際にできるのでしょうか。

◎天野生涯学習課長 こちらが技術的に可能かとかということについてはちょっとお答えしかねるんですけれども、ただ現状の利用状況を鑑みて、これが可能かどうかというところは、ちょっと協議させていただかないとということがございます。実際に、たしかにクライミングウォールというのが人気があるかどうかというのはちょっとわからないところなんですけれども、これをつけることによって現状と同じ利用が制限されるということは当然出てくると思いますので、その辺は協議した上でということになるのかなとは思っています。

◎委員 そうすると、今回の評定では、私はこれを設置するということをサービス向上という評価をしましたが、それはどういうふうにすればよろしいんですか。例えば法令上できないとすると、架空の提案になるわけですね。例えば、著しく利用者が制限されるとなると、そのものができなくなりますね。この提案そのものを評価の中でどの様に取り扱って良いのか、そこがよくわかりません。これはできるということの前提で評価してよろしいのですか。

◎委員長 私が、これを読んで考えましたところは、最初■委員と同様に、こういう器具等の導入とかをうたっておりまして、これは市が持つのかな、それとも事業者が持つのかな、それはどういうふうに考えるのかなと思いました。だけども、よくよく見ていきますと、器具等の導入とか、いろいろな点は費用のほうで、支出のほうのリース料というところに記載されておりますので、その提案をしているところは、各事業者ともそれによる効果、それからそれにによる支出、それは収支のところに組み込んでいると考えます。

さらに、先ほどのクライミングウォールの設置はやりたいんだけれども、これは最終的には市と協議をすると書かれております。だから、そこは市との協議において、それはダメですよということになれば、取り下げるということになるかと思います。そういうふうに私は判断いたしました。

◎委員 そうすると、留保条件つきで評定をするということになるわけですね、クライミングについて。

◎委員 補足で質問ですが、逆にいいよということになった場合に、このクライミングウォールとか、あとAは機器の入れかえをするって書いてあるんですよね。これは受け取った指定管理料の範囲内で、業者が自主的にやるということなんですか。

◎委員長 そういうことです。

◎委員 それは間違いないんですか。

◎委員長 支出のほうに機器の使用料というところに書かれておりまので、やはり機器を入れかえるということになれば、そこに入ってくると考えます。ただ、それは当日のときに聞かなくてはいけない事項だとは思いますが、そういうふうに考えて評価をいたしました。

◎委員 前提としては指定管理料から賄われるということなんですか。

◎委員長 はい。

それでは、よろしゅうございますか。

次に、大項目4の「効率的な運営」について、質疑を行います。いかがございましょう。

次に、大項目5「安全で安定的な施設運営の継続的提供」について質疑を行います。いかがでございますか。

1つお尋ねしたいんですが、現在の配置人員というのはどのような状況ですか。

◎天野生涯学習課長 配置人員については、仕様書で基本人員として定めておりまして、それぞれの部屋によって異なっています。

◎委員長 Aが提案してきているこの配置人員人数というところございますけれども、それと見比べて、現状はどうですかと。

◎天野生涯学習課長 現状は、ほぼ仕様書に定めたとおりの人数でございます。

◎委員長 知りたいのは、この配置人数というところの人数の経緯が書いてあるんですが、それもほぼ近いような数値なのか、もう少し少ないような数値なのかというところを知りたいんです。

◎天野生涯学習課長 現状は似たような、仕様書のほうで基本となる体制を定めているので、現状もそれに従っていますし、提案もそれに従っている、結果として両方同じになるということです。

◎委員長 なるほど。そうすると、Cが少ないとということになるんですね。

◎天野生涯学習課長 はい。

◎委員長 Aはこの配置人数でもって、この5年間、利用者数の増加を図ったということにな

るわけですね。

◎天野生涯学習課長 はい。ただ、Cにつきましても、その基準は定めているんですけども、「それを基本とし」という形で書いておりますので、その体制と同等の業務が行えるような自信があるような体制がとれるんであればということで、必ずしもその人数にしなさいという規定にはなっていないです。

◎委員長 わかります。現状をちょっとお聞きしたい。

◎天野生涯学習課長 現状と比較すると、先ほど申しましたとおり、同じ基準になっているので同じです。

◎委員長 わかりました。

◎委員 関連で、私もちよつと、極端に人数がCは少ないものですから、果たしてこれで今のサービスが保てるのかなというのはやや心配だったんですけども、今回、Cのご提案でプールの監視システムもご提案いただいたて、これを読みますと監視員を削減すると書いてあるんですが、これはやっぱり、これを入れて監視員を削減したので、プールに関連する業務の人数を減らしているんですか。

それともう一つ、小さいことで非常に心配なのが、果たして機械に任せて所定の安全がシステムで確認できるのかどうかというのがちょっとよくわからないので、既に150セット以上導入実績があると書いてあるんですけども、この機器の信頼性と、それから今おやりになっているところへ入れたときの配置人員の差というのがあるのかないのか、そこを、また同じ答えになるかもわかりませんけれども、ちょっとわかる範囲で教えていただきたいんですが。

◎天野生涯学習課長 その機械の信頼性については把握してございません。といいますのは、この人数で、担当部局のほうで安全性が確認できる体制としては、この仕様書にあるのを基準としてくれということで言っているわけでございますので、具体的にマシンの導入によってどれだけ安全性が確保できるかというところは私どものほうではつかんでいないです。あくまで、私どものほうで安全を確保するためにはこの体制人数をとってほしいというのが仕様書に定めた基準でございます。

それから、どういう考え方で減らしているのかという点につきましては、私どものほうではちょっと判断しかねるところでございます。

◎委員 この説明書でいきますと、最後にプール監視システムが載っていますが、監視台係の監視員削減にはなりますが、救助員係や監視員係を無人にするものではありませんとも書いてあります。逆にいふと、これを入れると監視台係も監視員も要らなくなるよということなのです。要は機械任せで、小さい子どももたくさん利用しますから、これを入れたことによって今までずっと安全を確保していたものと同じ水準の安全性が確保できるかどうかがやや心配なのです。そのところはいかがですか。おわかりにならないのであれば結構ですけれども。

◎西田生涯学習部長 申し訳ございません、書かれている以上のことは把握してございません。

◎委員長 では、これも第2次審査のときに聞くというところで。

◎委員 人員が極端に減っているものですから、こういうところで人を減らしているのかなと、事故がちょっと心配だなと思いますが。

◎委員長 ただ、その監視システムですか、これはそこには、市との協議によって入れるかどうかを決めたいというふうになっていたと思うんですけれども。

◎委員 それもお話を聞くということで。

◎委員長 ええ、そういうことでいきたいと思います。

では、よろしゅうございますか。そのほか、全体として何か質疑はございますか。

では、以上で本件についての質疑を終了いたしたいと思います。採点を見直す方はいらっしゃいますでしょうか。では、採点をお願いいたします。

終了した方は、事務局が回収をいたしますので挙手をお願いいたします。

◎委員長 では、集計いたしますので、休憩いたします。

(集計・休憩)

◎委員長 それでは、再開いたします。集計結果につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 候補者Aが、326点、候補者Bは311点、候補者Cは322点でございます。こちらは3者とも2次審査でもう1回審議をいただくものでございます。

以上です。

◎委員長 事務局から報告がありましたように、第2次審査を行う合計点数の高い順は、候補者A、候補者C、候補者Bでした。審査をした中では、極端に点数が低いなどの問題はなかつたように見受けられますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、審査上3者とも特に問題はないということありますので、応募者3者について第2次審査を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。審査上、3者とも特に問題はないということありますので、応募者3者について第2次審査を行うことといたします。

以上でございます。ご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり決定いたします。

次に、第2次審査を行う際の具体的な審査方法等について協議します。第1次審査を合格した者について、提出書類の補足的説明15分、質疑20分、審査10分の1者当たり合計45分といたしたいと思います。

また、説明に当たりましては、前回までパソコン等の使用は時間の関係で認めていなかったのですが、もし委員の皆さんのが求めるのであれば使用も可能にしようと考えております。ただ

し、パソコンの準備も含めて補足的説明15分の中で対応していただきたいと考えております。また、プロジェクト、スクリーン等は事務局が用意できるとのことでございます。

いかがでしょうか。パソコンの使用については。

◎委員 パワーポイントでやるということなんですか。パソコン使用を認めるということは。

◎委員長 そういうふうにするか、あるいは我々の質問に対してこういう状況ですよという説明があるのか、それはわかりません。

◎委員 そもそも進め方が、向こうのプレゼンテーションが目的なのか、それともこちらから質疑をすることが目的なのか。先ほどの話では、向こうのプレゼンテーションが最初にあるんでしたか。

◎委員長 15分です。提出書類がありまして、その補足的説明ですね。向こうとして、こういう点はこうですよ、ああいう点はこうですよ、あるいは特に強調したいところはこうですよとかいう補足的説明です。

◎委員 この出してある書類の補足説明ということですか。

◎委員長 そういうことです。

◎委員 だったら逆に、パソコンなんか使うと話が飛びますよね。

◎委員 私も、この資料でこれに紙か何かでもし何かあるんだったらあれですけれども、パソコンでやると全然違ったことになってくる可能性があるんですね。だから、これでいいと思います。

◎委員 私は、プレゼンテーションには使っていいかなという感じもしています。

◎委員 前回プレゼンを受けたときには、やっぱり15分は短かったんですね。それでもしトラブって、話を聞くのが短くて質疑応答に時間がかかるとバタバタするのが実際だったので、向こうの熱意ある話を聞くだけで十分なのかなという印象はあるので、あえて、わざわざパソコンに打ち出したものを見なくてもいいのかなというのが私の意見です。ただ、あってもいいのかな、あっても差し支えないかとは思いますが。

◎委員 画面に出すか、プリントアウトして配るかのどちらかの話ですから、どちらでもいいと思います。

◎委員 ということは、これと違う資料で説明するという形になるんですか。

◎委員 これを要約したもっとわかりやすいものを、普通は作りますね、説明用に。これは総括的なものじゃないですか。多分その中で、さらにここを強調したいというものを持ってくるはずです。

◎水落企画政策課長 追加資料なんですけれども、基本的に追加資料は認めていなかったかと思いますので。

◎委員 では、今ある書類で。

◎委員 これをパソコン上に映すということですか。

◎水落企画政策課長 パソコンで映すときは、それこそ、パワーポイントとかを使った追加資

料になってしまふんでしょうか。

◎委員 ですから、普通私がプレゼンをするとすれば、これは使うんですけれども、この中の要約版みたいなものを多分作って、ここだけは理解してもらいたいというのを作るはずですね。当社はここがいいですよというのを言ってくると思いますけどね、資料だとそうです。

◎委員 もしそうだとすれば、次回からですけど、その資料も一緒にもらわないと。そうすると概要を最初にその資料のほうでつかんでから細かいほうを見る。今回、正直、細かいものをもらったから、逆にこれを読み込むのにもものすごい時間がかかったので、今度は概要版が来ちゃうと何だということになりますよね。

◎委員 もしまとめるなら、■委員がおっしゃったようにあらかじめいただいておくと、ことここだけを質問しようかなと準備できますから、そうしていただいたほうがあるがたいですね。

◎委員長 では、皆さんのお意見をまとめますと、今回はパソコン等の使用はなしということでおろしゅうございますね。では、そういう方法でいきたいと思います。

それでは、審査時間についての問題は、以上の15分、20分、10分、合計45分という点でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、審査時間及び第2次審査の説明時におけるパソコン等の使用については、以上のとおりといたします。

また、各者の呼び出し時刻は申請書の提出順、ABC順とし、各者の説明員は2人まで、共同事業体につきましては1者2人まで、例えば3者の共同事業体ですと3掛ける2で6人までということで第2次審査を行っていきたいと思いますが、これでよろしいですか。

◎委員 6人来て、時間は変わらないんですね。

◎委員長 はい。6人までですから。

◎委員 最大限の人数。

◎委員長 はい。

◎委員 質疑応答に対応する時間もあるでしょうから。

◎委員長 ええ。

◎委員 質疑応答に対応する人数が6人って多いなって、ちょっと印象だったので。でも、各者2人まで来ないと質問には解答できない事柄もあるわけですよね。

◎委員長 はい。共同事業体でございますので、先ほども言ったように運営主体と、それからそのいろいろな教室とか、そういうものをサポートする事業体と施設の運営の事業体でございますから、質問によって各者から答えるということになるかと思いますので、相手はどういうふうに考えるかわかりませんが。

◎委員 認めざるを得ないというか。

◎委員長 はい。もしも相手がそういう状況だと、というふうに私は思います。よろしゅうご

ざいますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。それでは、審査方法等につきましてそのように決定いたします。

選定方法については、評価項目及び配点とも第1次審査と同様とし、候補者からの補足的説明及び質疑を踏まえて再度、採点していただき、5人の委員の合計点の一番高い1者を候補者に選定したいと思います。その際には、その選定者の特にすぐれている点二、三点と、要望があれば要望を掲げていただき、意見として付す形となります。それでよろしうござりますか。

◎委員 審査の方法なんですけれど、要するに、今日つけたこの集計表に基づくということですか。

◎委員長 それはそれとして、質疑でその点数を変えることになるかもしれません。それは各委員の判断でございます。

◎委員 ただいすれにしても、これが前提になるということですか。

◎水落企画政策課長 前回までは、2次審査のときはリセットをしておりますので、評価項目は同じなんですけれども、もう1度、1から点数をつけて直していただければと思います。

◎委員 20項目を。

◎水落企画政策課長 はい。

◎委員 20項目を15分のプレゼンテーションと20分の質疑で。

20分の質疑だから、35分。35分で、これをもう1回、話を聞きながらつけるということですか。

◎水落企画政策課長 そうですね。

◎委員長 ただ、現実的には、皆さん書類を読んでいただいて、それを基礎として質疑を行いますから、そこに加点、減点ということになっていくというのが現実だろうと思います。

◎委員 ということは、今日つけた自分のこれを持っていって足したり引いたりする感じですか、イメージとしては。

◎水落企画政策課長 現実的にはそうですね。

◎委員 これだけ細かい項目がいっぱいあって、ぶっつけ本番でみんながたくさん質問したら、とても時間が足りなくて收拾がつかなくて、責任ある結論が出せないような気がしますけどね。今までどうだったんですか。それでうまくいったんですか。

◎水落企画政策課長 そうです。

◎委員 やはりプレゼン時間、45分はもう、ついている時間がないので、結局3つ聞いて、3つの中で総合判断してつけていくんですか。

◎委員 例えば入試の面接だって、これだけのことは絶対に聞けないですからね。大体3項目ぐらいなんですよ。それと比べると、こんなにいっぱいその場で判断するのは。

◎委員 ここはですから、今日お話しをいただいて、特に疑問のあるところを確認をして、そこ

で納得ができなければその処理をする。もともと考えていることが同じだなと思えば点数はそのままにしておけばいいわけですね。

◎委員長 私としては、そう思います。

◎委員 委員長には大変申し訳ないんですけども、今日話している中で、この会社についてはこの点が問題だとかいうのが具体的に随分出てきましたよね。それをあらかじめ質問化しておいて、それは必ず聞いていただくことにしたほうがよくないですかね。というか、僕は多分、その日までに忘れると思うんですよ。みんなが忘れちゃって誰も聞かなかつたりしても困りますし、相当限られた時間ですよね。そうすると、何かある程度ポイントを押さえて質問を考えおかないと、收拾がつかなくならないですかね。

◎委員 議事録が欲しくなるね。

◎水落企画政策課長 今日、記録をとっておりまして、それができて、質問内容とかは委員長と調整をさせていただきつつ、■■■委員のご要望に沿うような質問を、一覧みたいなものを委員長のほうにお渡しをして、質問が出なかつたら委員長に質問をしていただくという流れでいいですか。

◎委員 別にこうしろと言うつもりはないんですが、何かあまりにもぶつけ本番だとうまくいかないような気もするので、少しシナリオを作つておいたほうがスムーズじゃないかなということですので、今の私の提案を踏まえてしかるべき対応をしていただければそれで結構です。

◎委員 私としては、今言われた議事録、今日のだけでも結構ですので、それはぜひ、前日の日にいただければありがたいなど。

◎水落企画政策課長 本当に未定稿の未定稿というか、もしかしたら業者さんの作ったそのままとかになってしまって見づらいかもしれないんですけども。

◎委員長 どうでしょう、今の事務局の提案のように、前日までに一応、各項目についての、今回みんなで質疑をした疑問点を挙げておくと。それを皆さんにお渡しするということにしたいと、その方向で、第2次の選定に備えたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしと認めます。選定方法につきましては、そのように決定いたします。

次に、次回の委員会開催日時等についてを議題といたします。日程につきましては事前に別途調整させていただきましたが、第17回は12月18日水曜日、午後1時30分から、場所は小金井市役所第二庁舎6階601会議室。議題は、小金井市立清里山荘の第2次審査となります。各者の呼び出し時間につきましては、申請書の提出順、ABC順で行いたいと思いますので、1番は13時30分から、2番は14時20分から、3番は15時10分からといたします。

第18回は、12月19日木曜日、午後6時から、場所は前原暫定集会施設1階のA会議室。議題は、小金井市総合体育館等の第2次審査となっております。各者の呼び出し時間につきま

しては、清里山荘と同様で行いたいと思いますので、1番は18時から、2番は18時50分から、3番は19時40分からといたします。これでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。日程につきましては、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、何かございますか。

それでは、事務局のほうから報告がありますので、お願いいいたします。

◎水落企画政策課長 事務局です。お時間がかってしまって申し訳ないんですが、あとちょっとだけお時間をいただければと思います。

2点ございまして、本日お配りをしている資料、まず1点目がこちらの地図のほうでございます。自転車駐車場の指定管理についてでございますが、自転車駐車場の指定管理につきましては、先般7月に、今期の委員会開催前に委員の皆様と個別に調整をさせていただいていたところではございます。現在、非公募でシルバー人材センターに一括して指定管理をお願いしているところでございまして、自転車駐車場については、区画整理事業等の関係から開設・廃止が頻繁に発生しているので、シルバー人材センターで変わらないのであれば、その都度選定委員会にお諮りしないということでご了解を頂いております。

今回、資料でお配りしてございますとおり、一番左端のほうの東小金井駅西側高架下自転車駐車場というのが平成26年4月1日にまた1件新たに開設することになりました。こちらもシルバー人材センターを指定管理者とするということでございますので、本委員会には諮問をせずに指定管理者の指定の議案を、12月の定例会に提出をさせていただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

もう1件でございます。こちら、今後の予定ですが、(仮称)東小金井事業創造センタースケジュール表でございます。東小金井駅東側の高架下に、インキュベーション施設としまして、(仮称)東小金井事業創造センターを平成26年4月1日にオープンする予定となってございます。この施設の管理・運営につきましては、平成26年8月1日から指定管理者にお願いする予定となってございます。今定例会で、当該施設の設置条例案を提出しているところでございます。そちらが可決をされましたら、指定管理者で運営をすることになります。

こちらの選定が、来年の2月10日から2月14日の間に募集要項の審査をお願いしたいと考えてございます。今期の委員の皆様の任期は平成26年2月7日までとなってございますので、今任期中に審査をする案件ではございませんが、次の任期が始まってしまうの案件となってございますので、事前にお知らせをさせていただいてございます。

以上です。

◎委員長 ただいま事務局から報告がありました。何かご質疑はございますか。

それでは、ないようですので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後9時15分閉会)